

# デジタル企画乗車券取扱規則

(令和7年4月1日施行)

## (目的)

**第1条** この規則は、神戸新交通株式会社（以下「当社」という。）線内において、デジタル企画乗車券（以下「デジタル企画券」という。）により当社を利用する旅客の運送等について、合理的な取扱方を定め、旅客の利便性向上と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

**第2条** デジタル企画券による当社線の旅客の運送等については、サーバ管理型乗車券取扱規則およびこの規則の定めるところによるほか、当該チケットに定められた条件、ならびに利用規約の定めるところによる。

**2** この規則が変更された場合、以後のデジタル企画券による当社線の旅客の運送等については、変更された規則の定めるところによる。

**3** この規則に定めていない事項については、当社の旅客営業規則等の定めるところによる。

**4** 第4条第3号に規定する利用券の取扱いについては、当該チケットに定められた条件および当該利用券が使用可能な観光施設等の定めるところによる。

## (デジタル企画券)

**第3条** デジタル企画券とは、サーバ管理型乗車券のうち、2次元バーコードによる識別情報（以下「2次元バーコード」という。）が表示された情報端末と、サーバ上の電子式証票を組み合わせた企画乗車券（以下「企画券」という。）をいう。

**2** 企画券とは、当社が特別な運送条件を定めて発売する普通乗車券をいう。

**3** デジタル企画券は、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。）が運営する「スルッとQRtto」のWebサイトにおいて発売する。

**4** 前項の規定にかかわらず、当社はデジタル企画券の発売を第三者に委託することがある。

## (用語の意義)

**第4条** この規則における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の鉄道線および軌道線をいう。

(2) 「旅客営業規則」とは、当社が旅客との運送契約に適用する条件を定めた運送約款をいう。

(3) 「利用券」とは、観光施設等の入場券や割引券等をいう。

- (4) 「チケット」とは、デジタル企画券の発売単位で、デジタル企画券またはデジタル企画券と利用券を組み合わせたものをいう。
- (5) 「販売サイト」とは、「スルッとQRtto」のWebサイトにおいてチケットを発売しているサイトをいう。
- (6) 「本サービス」とは、購入したチケットにより提供されるサービスをいう。
- (7) 「スルッとQRtto」とは、販売サイト、登録ユーザの情報、利用履歴等を管理する仕組みの総称をいう。
- (8) 「登録ユーザ」とは、スルッとが制定する「スルッとQRtto 利用規約」(以下「利用規約」という。)に定める事項に同意のうえ、「スルッとQRtto」のアカウントを取得するとともに、利用規約に定める情報を「スルッとQRtto」に登録することにより、販売サイトでチケットを購入および使用する権利を有するお客さまをいう。
- (9) 「同行者」とは、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車によって旅行し、当該旅客が情報端末の画面に表示する2次元バーコードにより改札を受ける旅客をいう。
- (10) 「情報端末」とは、インターネットに接続しているパソコンおよびスマートフォン等をいう。
- (11) 「購入情報」とは、販売サイトで購入したチケットの情報をいう。
- (12) 「対応改札機」とは、デジタル企画券を使用する際に、情報端末に表示する2次元バーコードを読み取ることができる改札機をいう。
- (13) 「外部システム」とは、「スルッとQRtto」と連動してチケットを発売することができる「スルッとQRtto」以外のWebサイトをいう。なお、「スルッとQRtto」における販売サイト・利用規約・登録ユーザの規定は、外部システムにも準用する。

### (契約の成立時期および適用規定)

- 第5条** デジタル企画券による当社線の旅客の運送等に関する契約は、情報端末を操作してチケットの購入内容等を販売サイトに送信し、販売サイトがその情報を受信した後、購入情報等を当該情報端末へ返信したときに成立する。
- 2** 第16条の規定によりチケットの分配を受けた第三者、および第15条第3項の規定による同行者との、デジタル企画券による旅客の運送等に関する契約は、情報端末に表示した2次元バーコードにより、旅客として最初に改札を受けたときに当該旅客に移転する。
- 3** 第1項の規定による契約の成立以降の取扱いは、別段の定めがない限り、すべてその契約が成立したときの規定による。

### **(旅客の同意)**

**第6条** 登録ユーザおよびデジタル企画券を使用する旅客は、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

### **(利用環境)**

**第7条** 旅客は、本サービスの利用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要な設備を、自らの責任において、準備、維持するものとする。

- 2 旅客は、本サービスの利用にあたり必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとする。
- 3 情報端末の故障または電池切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定等の事由により使用できる状態にない場合は、本サービスの一部または全部を使用することができない。

### **(スルットQRttoの取扱時間)**

**第8条** 「スルットQRtto」は24時間利用することができる。ただし、スルットがメンテナンスその他必要により休止する場合は、この限りでない。

- 2 外部システムの取扱時間は、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

### **(利用の制限または停止)**

**第9条** 当社は必要により、「スルットQRtto」および外部システム、または本サービスの利用時間を制限または停止することがある。

- 2 前項の規定により、利用時間を制限または停止する場合は、その旨を告知するものとする。
- 3 第1項に基づく利用時間の制限または停止に伴い発生した損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。

### **(購入方法)**

**第10条** 当社が発売するチケットを購入する際の支払い方法は、クレジットカード決済による1回払いとする。

- 2 クレジットカードが有効期限の超過、解約または通信不良等により使用できない場合は、チケットを購入することはできない。
- 3 クレジットカードの使用にあたっては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。

- 4 チケットの購入が完了した場合、「スルッとQRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールにより通知するものとする。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
- 5 第1項の規定にかかわらず、外部システムで当社が発売するチケットを購入する際の取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

#### (再発行)

**第11条** 当社が発売するチケットは、情報端末の紛失・盗難や機能不良等にかかわらず再発行しない。

#### (購入枚数)

**第12条** 当社が発売するチケットは、複数の同一チケットを一括購入することができる。なお、一括購入の可否および一括購入できる上限数はその都度定める。

#### (払いもどし)

- 第13条** 当社が発売するチケットは、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、購入者自身による情報端末の操作により、払いもどしを請求することができる。
- 2 前項に規定する払いもどしの請求は、チケットの購入単位で1回に限り行うことができる。また、前条の規定により複数の同一チケットを一括で購入した場合は、すべてのチケットを同時に払いもどしするため、チケットを分配している購入者は、あらかじめ当該チケットを回収しなければならない。
  - 3 チケットの払いもどしを行う場合、当社は当該チケットに定められた払いもどし手数料を購入者から収受する場合がある。
  - 4 チケットの払いもどしを行う際の返金は、チケット購入時の決済方法によるものとし、前項に規定する払いもどし手数料を差し引いたうえで行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
  - 5 払いもどしが完了した場合、「スルッとQRtto」に登録されているメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
  - 6 第1項の規定にかかわらず、外部システムで購入したチケットの払いもどしに関する取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

### **(購入情報と履歴の確認)**

**第14条** 当社が発売するチケットの購入情報および利用履歴等は、購入者自身による情報端末の操作により、チケットの購入日が属する年月の翌年同月末日まで、情報端末の画面で確認することができる。

**2** 第1項の規定にかかわらず、外部システムで購入したチケットの購入情報および利用履歴等に関する取扱いは、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

### **(使用方法)**

**第15条** チケットを使用する場合は、情報端末等に表示した2次元バーコードで対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のチケットにより対応改札機等による改札を受けて出場する場合に、乗車券として使用できる。

**2** 一台の情報端末でチケットを同行者が使用する場合は、2次元バーコードを情報端末に表示して対応改札機等による改札を受けることを、同行者の人数と同じ回数繰り返すことで、同行者の乗車券として使用できる。

**3** 前項に規定する同行者は、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と同一列車により旅行しなければならない。旅客営業規則第11条の規定にかかわらず、当該旅客が代表して同行者の乗車券を所持しているものとして取り扱う。

### **(分配)**

**第16条** 当社が発売するチケットは、有効期間終了前かつ未使用の場合に限り、当該チケットを第三者に分配することができる。なお、分配の可否ならびに分配できる枚数は、その都度定める。

**2** 前項の規定によりチケットの分配を受けた第三者は、分配元のチケット購入者が本サービスの利用契約を解除され、または退会した場合は、分配を受けたチケットは使用することができない。また、購入者とチケットの分配を受けた第三者との間のトラブルについて、当社は一切の責任を負わない。

### **(乗車変更)**

**第17条** 有効区間が指定されたチケットにおいて、その有効区間外への乗車変更をした場合の取扱いについては、その都度定める。

### **(効力)**

**第18条** チケットを使用する場合、情報端末の画面に表示された購入情報等に指定された内容

に限り、使用することができる。

### **(使用の制限)**

**第 19 条** 旅客は 1 回の乗車につき 2 以上のチケットを同時に使用することはできない。

- 2 入場時に使用したチケットを出場時に使用しなかった場合は、当該チケットで再び入場することはできない。
- 3 チケットの破損、対応改札機等の故障または停電等により、対応改札機によるチケットの読み取りが不能となったときは、対応改札機等で使用することができない。
- 4 乗車以外の目的で、チケットを用いて駅に入出場することはできない。
- 5 当社において使用を制限されたチケットは使用することができない。この場合、乗車駅入場後であっても降車駅で出場することはできない。
- 6 チケットは他の乗車券と併用して使用することはできない。
- 7 有効期限の定めがあるチケットは、その有効期限を超えて使用することはできない。
- 8 偽造、変造または不正に作成されたチケットを使用することはできない。

### **(免責事項)**

**第 20 条** 情報端末の表示不良や環境設定に起因する不具合により生じた登録ユーザおよびチケットを使用する旅客の損害に関して、当社は一切補償しない。

- 2 使用環境によって本サービスを利用できない場合、当社に起因しない通信環境や「スルッと Q R tto」および外部システムの不具合等により生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除いて、当社は一切補償しない。

### **(無効となる場合)**

**第 21 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、チケットを無効として取り扱う。

- (1) 旅行開始後のチケットを他人から譲り受けて使用したとき
- (2) 係員の承諾を得ないで改札を受けずに乗車したとき
- (3) その他使用方法に基づかず使用したとき
- (4) 偽造、変造または不正に作成されたチケットを使用したとき
- (5) その他不正乗車の手段として使用したとき

### **(不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等)**

**第 22 条** 前条第 1 項の規定によりチケットを無効とした場合は、当該旅客の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃を併せて收受する。

2 前項の規定により旅客運賃および増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しないとき、または次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客営業規則第94条の規定を準用して計算する。

- (1) 第15条第1項の規定にかかわらず、チケットを使用する旅客が、係員の承諾を得ないで対応改札機等による改札を受けずに入場したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合
- (2) 第15条第3項の規定にかかわらず、同行者である旅客が、2次元バーコードを表示する情報端末を所持する旅客と異なる列車で旅行したため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合
- (3) チケットを使用して入場した後、情報端末を紛失または不具合等により、2次元バーコードを所定の仕様に従って適切に表示できなくなったため、当該旅客の旅行開始駅が判明しない場合

#### (同一駅で出場する場合の取扱い)

**第23条** 旅客は、チケットを使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際の乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金等で支払い、当該チケットの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

2 旅客は、チケットを使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、1区間相当の普通旅客運賃を現金等で支払い、当該チケットの発駅情報の消去処理を受けなければならない。

#### (列車の運行不能または遅延の場合の取扱い)

**第24条** 旅客は、チケットを使用して対応改札機等による改札を受けた後、列車が運行不能または列車が着駅到着時刻に2時間以上遅延した場合は、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

2 前項の規定により、販売サイトで購入したチケットの払いもどしを請求する場合は、購入者自身が係員に申し出なければならない。

3 前項に規定するチケットの払いもどしの請求は、チケットの購入単位で1回のみ行うことができる。第12条の規定により複数の同一チケットを一括で購入した場合は、分配・使用の状態にかかわらず、購入者自身が指定したチケットについて、同時に払いもどしを行う。

4 チケットの払いもどしによる返金は、チケットを購入したときの決済方法によるものとし、返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。

- 5 チケットの払いもどし処理が完了した場合、「スルッとQRtto」に登録されたメールアドレスに対して、スルッとが電子メールで通知する。この場合、購入者は当該通知を受領したものとみなす。
- 6 第2項の規定により、外部システムで購入したチケットの払いもどしを請求する場合の取扱いについては、当該外部システムの運営会社が定めるところによる。

附 則 この規則は令和7年4月1日から施行する。